

# 中小企業と会計基準

## Accounting Standards for Small and Medium-sized Entities

田 中 薫

Kaoru Tanaka

### (要約)

IFRS のコンバージェンスプロジェクトが開始された 2005 年から 10 年が経過する 2015 年は、修正国際基準が公開された年であり、日本の中小企業の会計に関する指針の最終改正がなされた年でもある。この 10 年の間にコンバージェンスは進み、IFRS を適用あるいは適用を決定した企業はこの数年で加速度的に増加した。一方で、我が国の経済の基盤であり、地域経済の中核としての役割を果たしている中小企業の特性に適した会計のあり方についても議論がなされてきた。本稿では、中小企業の発展のために適した会計基準を検討するために、日本の中小企業向けの会計基準の変遷を辿り、中小企業 IFRS と比較すべき日本会計基準の内容をまとめ、中小企業に関しては IFRS の適用が有用とならない局面があることを指摘した。

### (キーワード)

中小企業 会計基準 IFRS 中小企業会計指針

### はじめに

国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンスプロジェクトが開始された 2005 年から、日本では東京合意や同等性評価、任意適用と徐々に IFRS を受け入れ、プロジェクト開始から 10 年が経過した 2015 年 11 月現在、IFRS 適用済の会社数は 71 社、適用を決定している会社数は 23 社、合計で 94 社となっている。今年<sup>1</sup>は日本版 IFRS ともいべき修正国際基準（JMIS）が 6 月に公開されている。

さらに、2009 年（平成 21 年）7 月、国際会計基準審議会（IASB）は中小企業向けの IFRS を公表した。中小企業も簡素化された一組の基準を用いることで財務諸表作成コストの抑制や、国際的な資金調達に役立つと考えられたためである。

一方、日本国内では、平成 14 年（2002 年）の商法改正の際に、会社計算規定は法務省令である会社計算規則となり国際化・複雑化することを危惧した衆参両院から、「中小企業に対して過重な負担を生じないように必要な措置を取る」という決議がなされたことから、「中小企業の会計に関する指針」が策定された。この会計指針はその後、毎年のように改正がなされ、今年の 4 月に最終校正版が公開された。

そこで、本稿では、中小企業 IFRS を紹介するとともに、我が国の中小企業向けの会計基準等の変遷を示し、現在中小企業の会計の質の向上のために実際に用いられているであろう 3 つの基準の内容の整理を行うこととする。

## I. 中小企業向け IFRS

### 1. IFRS コンバージェンスプロジェクトから JMIS へ

世界各国で自国の会計基準を IASB の設定する IFRS（国際財務報告基準）にコンバージェンスあるいはアドプションする議論が展開されてきた。日本においても 2005 年 1 月、ASBJ（企業会計基準委員会）と IASB の間で IFRS コンバージェンスプロジェクトが開始され、2007 年 8 月には「東京合意」の締結、2009 年 6 月に企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」が公表された。IFRS のコンバージェンスに向けて、2010 年 3 月期には任意適用、2012 年には強制適用の採否を判断するなどの計画が示されていたが、その後、ASBJ は日本版 IFRS（国際会計基準）の作成に着手し、今年の 6 月、J-IFRS ともいわれる「修正国際基準（JMIS）」を正式に公開し、JMIS は、IFRS を日本の企業の要請に応じて一部削除修正したものであり、2016 年 3 月期の連結財務諸表から JMIS の適用が可能となった。従って、我が国では、日本基準・米国基準・IFRS・JMIS のいずれかの基準によって連結財務諸表を作成できることになった。

### 2. 中小企業 IFRS

IFRS の目的のひとつは、投資家の意思決定に有用な情報を提供することである。そのため、財務諸表の国際的比較可能性を向上させ、その結果としての金融資本市場の活発化、資金調達コストの減少、国際的な資金調達の容易化を期待している。世界規模での資本調達が可能である現代において、非上場会社や中小企業においても、資金調達方法は多様化するであろうし、銀行融資を受ける場合であっても、融資側の判断のために、上場企業の決算書に準じた計算書類を提出する必要が生じる可能性もある。

2009 年（平成 21 年）7 月 9 日、IASB は、中小企業向けの国際財務報告基準（IFRS for SMEs : International Financial Reporting for Small and Medium Entities）（以下、「中小企業 IFRS」という。）を公表した。これは、先進国や新興国の要請に合わせて、IFRS を簡素化する形で作成されたものである。この基準は、広範囲で世界規模な中小企業の協議により 5 年の期間をかけて開発されたものであり、IFRS によれば、①財務諸表の利用者にとっての比較可能性の改善、②中小企業の財務諸表に対する全般的な信頼性の向上、③自国基準を維持するのに必要となる重大なコストの削減、の 3 つの利点が挙げられている。IFRS からは完全に独立した基準であるため、IFRS を導入しているか否かにかかわらず採用することができ、その採用にあたっては各々の国や地域の判断に委ねられている。

#### （1）構成

IFRS の基本コンセプトである財務情報の質的特性や財務諸表の構成要素、認識と測定などを抽出して中小企業 IFRS の概念フレームワークを作成していることから、IASB がいうように独立した会計基準というよりも IFRS の要約版と考えられる。中小企業 IFRS は、IFRS のうち、中小企業との関連性が乏しい記述については削除し<sup>2</sup>、また会計方針の複数の選択肢については単純な処理を指示するという形で簡素化が図られているのである<sup>3</sup>。

#### （2）基準の必要性

IASB が作成した「中小企業 IFRS」は、広範な利用者が利用できる一般目的の財務諸表を作成するた

めの一組の基準である、と記載されており、共通の会計基準によって中小企業や、その利害関係者にとつて便益があるとして具体的な基準の必要性を次のように説明している。

- ①銀行融資は国境を越えて、多国籍に行っていること。
- ②売主は買主の財務的健全性を取引前に評価したい。
- ③信用格付会社や銀行などは統一的な格付けのために財務情報を利用する。
- ④多くの中小企業は、海外の取引先を有しており、相手の財務諸表を用いて長期的な業務関係の見通しを評価する。
- ⑤ベンチャーキャピタルは国境を越えて中小企業に投資している。
- ⑥日々の経営に関与しない外部の投資家にとって、一般目的財務諸表作成のための国際的な財務報告基準は重要である。

## II. 日本の中小企業向け会計基準

中小企業の会計処理に関しては、これまで様々な基準等が公表され、運用されてきている。まずはその変遷を整理する。

1949年（昭和24年）のシャウプ使節団の来日から、翌年のシャウプ勧告書の提出が、日本の税制に大きな変化をもたらした。長期的かつ安定的な税制や税務行政を確立させるべく提出されたシャウプ勧告は、国税と地方税の合理化と負担の適正化を図るものであり、特に所得税をその根幹に据え高額所得者に対する課税がなされた。さらに、青色申告制度の導入により、納税義務者は正確な会計帳簿が必要となり、1949年、経済安定本部企業会計制度対策調査会が、株式会社の会計処理と会計報告のための規範となる「企業会計原則」を公表した。企業会計原則は、「企業会計の実務の中に監修として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されないが、全ての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない基準」であると考えられており、日本における会計の諸法令が制定・改廃の際には尊重されてきた原則である。そして、当時の個人商店向けには「中小企業簿記要領」という、「中小商工業者によるべき簿記の一般的基準を示す」ものを公表した。

この中小企業簿記要領は、中小企業の実態を考慮したものとなっており、課税の合理化・中小企業金融の円滑化・事業経営の合理化を可能にすることを目的とするものである。企業会計原則と同じく、一般原則が設定されておりその内容もほぼ同じものとなっているが、中小企業簿記要領には「事業会計・家計区分の原則」と「企業の能率化・負担軽減の原則」が設けられている。大企業とは異なり、中小企業はその所有と経営が分離されていないことから前者の原則が、そして中小企業の会計担当者の会計知識の不十分さや、会計知識を有する従業員を雇用することの経済的困難さなどを考慮して後者の原則が設けられたものと解されている。

その後、1953年（昭和28年）10月には中小企業庁から「中小会社経営簿記要領」が公表される。中小会社経営簿記要領は、中小企業について、個人的色彩が強いこと、少数の役員がその会社を支配している場合が多いこと、会計担当者の知識不足や人員に限りがあることなどを特性とし、そのような特性

を持つ中小企業に適したような会計に関する制度を確立させることを目的としていた。中小企業簿記要領も中小会社経営簿記要領も、中小企業の特性を考慮して作成されており、中小企業の帳簿記入に関する指導書的な役割を果たすものであったと考えられる。

中小企業を取り巻く経済環境や取引構造が大きく変化したのは平成に入り、商法の度重なる改正が行われた頃である。特に2002年（平成14年）商法改正では計算規定の省令化とともに中小企業に配慮して必要な措置を取ることが要求され、この改正を受けて、中小企業にとって望ましい会計のあり方に関する議論の萌芽を迎えるのである。

このような状況下で、2002年（平成14年）、中小企業庁は中小企業にとって望ましい会計のあり方を検討する「中小企業の会計に関する研究会」を発足させ、同年6月に報告書が提出する。この報告書ではすべての会社が商法の「公正ナル会計慣行ヲ斟酌スベシ」に従うこととされ、その判断のために以下の6つの項目が記載されている。すなわち「計算書類の利用者、特に債権者、取引先にとって有用な情報を表すこと」、「経営者にとって理解しやすいものであるとともに、それに基づいて作成される計算書類が自社の経営状況の把握に役立つこと」、「対象となる会社の過重負担にならないこと（現実に実行可能であること）」、「現行の実務に配慮したものであること」、「会計処理の方法について、会社の環境や業態に応じた、選択の幅を有するものであること。簡便な方法で代替可能な場合、その選択が認められること」、「会計実務、運用に関する事項には立ち入っていないが、こうした面も含め、専門家団体等による今後の検討の深化により、中小企業の会計について一層の充実が図られていくものと考えている」というものである。

中小企業の会計に関する研究会の報告書を受けて、民間の団体から次々と中小企業に関する会計基準等が公表されていく。2002年（平成14年）12月には日本税理士会連合会による「中小会社会計基準」が公表される。この基準では、「中小会社の会計基準は、できるだけ負担のかからないものであることが望ましいから、より強制力を有する法人税法における計算規定も、会計基準として合理性が認められれば、公正なる会計慣行に該当するものとして取り扱う必要がある」という考え方が記載され、これに基づき「複数の会計処理の方法が損する場合には、会社の実態に応じ、適正な利益計算が行われるよう適切に選択する」ものとされていた。

次いで2003年（平成15年）6月には日本公認会計士協会によって「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」が公表される。この研究報告は、日本税理士会連合会の中小会社会計基準と立場が異なり、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべき」とし、同一の取引や経済事象の認識および測定に関して、会社の規模によって差異が生じるべきではないという基本概念を掲げている。さらに、中小会社会計基準で公正なる会計慣行として取り扱うとした税法規定については、「税法基準はあくまで課税所得算定のための計算規定であって、会社の財政状況及び経営成績を適正に表示するための会計基準としての規範にはなり得ない」との考えを示しつつ、「中小会社の特性を考慮して、その適用方法の簡便法等を認め、あるいは税法基準及び商法の観点からも特別の配慮を認めるという考え方を採用」と説明した。

そして、「中小企業の会計に関する研究会 報告書」（2002）、「中小会社会計基準」（2002）、「中小会

社の会計のあり方に関する研究報告」(2003) の3つの報告書を統合するものとして、2005年（平成17年）8月1日、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会および日本商工会議所の4団体により「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が策定される。以降改正を繰り返し、2015年（平成27年）4月21日に最終改正が完了し、同月27日に公表されるに至ったのである。

その他にも、2009年（平成21年）9月には日本商工会議所に「非上場の企業の実態に即した会計の在り方に関する研究会」が、2010年（平成22年）3月には企業会計基準委員会などの民間団体により「非上場会社の会計基準に関する懇談会」が設置されるなど、中小企業の会計のあり方について様々な場において議論がなされている。

中小企業庁でも、2010年（平成22年）2月に中小企業の会計について検討する研究会および懇談会を設置し、同年9月に「中間報告書」を取りまとめ公表している。この研究会は、「世界各国の会計基準がIFRSにコンバージェンスするなど会計制度の国際化が進展する中で、非上場企業、特にその大部分を占める中小企業の実態に即した会計のあり方について検討を行うため」設置され、報告書の中で、中小企業を対象とした新たな会計処理のあり方を示すものを取りまとめるべきだとの方向性が示される。そして、2011年2月には中小企業関係者等を主体に、金融庁および中小企業庁が事務局となって「中小企業の会計に関する検討会」を設置し、新たな会計処理のあり方を示すものの検討が開始され、2012年（平成24年）2月、「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）が策定されたのである。

### 1. 中小企業の会計に関する研究会 中間報告書

「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）が最初に公表された2005年はIFRSコンバージェンスプロジェクトの開始された年でもあり、企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスが進むにつれて、中小指針もその影響を受けながら改正を行ってきたために、間接的にIFRSに寄った指針となっていました。この中小指針が中小企業にとって有用であるかどうかについて、各勘定項目につきいわゆる税法基準での対応が可能となっているため一定の有用性が認められるとする一方で、中小企業経営者には高度かつ複雑で理解しにくい部分があることや、中小企業の実態に即したものではないことから、積極的な利用につながっていないという意見も見られていた。そこで、2010年（平成22年）2月に中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が設置され、「中間報告書」が同年9月に公開された。この中間報告書は、その後の中小指針の改正や、「中小企業の会計に関する基本要領」の策定にも影響を及ぼしているものである。

中間報告書では、中小企業について、事業の遂行・発展によって大きな付加価値を生み出す我が国経済の基盤であり、地域経済の中核としての役割を果たすものであると記している。そして、その業種・業態についても多様であり、規模や取引実態、収益性や生産性も一定であるとは限らず、大企業とは異なる性質を有するものである。特に、①資金調達方法について、②利害関係者が限定的、③会計処理の方法、④経理の体制、の4点が特徴的である。

まず、中小企業は、資本市場で資金調達を行うことはあまりなく、地域の金融機関やメガバンクなどの金融機関からの借入を中心としている。また、所有と経営が分離していないケースが多いことから、代表者個人の財産の拠出や親族からの借入も行うが、第三者に対する株式の発行や起債が行われることは少ない。

次に、利害関係者も限定的である。中小企業は、取締役が主要株主であるというように同族会社がほとんどである。この場合には、株式には譲渡制限が設けられていることが多く、第三者に流通することは想定されないため、会計書類の利用者は債権者である金融機関や主要取引先、株主や従業員などに限られる。

また、中小企業は確定決算主義に基づく税務申告が計算書類作成を主目的とすることが多く、法人税法で定める処理を念頭に入れた会計処理が行われていることが多い。

さらに、経理体制についても、経理担当者の人数が少なく、会計知識も十分でないことがあるため、高度で複雑な会計処理をできる体制がない、と中小企業の実態を捉えている。

研究会は、中小企業会計は中小企業の成長に資するものであるべきという視点を議論の出発点とし、経営者自身が会計ルールのユーザーとなる点を考慮している。中小企業の会計処理のあり方は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行であって、次のようなものが望ましいとして以下の4点をあげている。

- ①経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ②金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者とつながる会計」
- ③実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④中小企業に過重な負担を貰さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

その他、中間報告書では次の6点を中小企業の会計のあり方を検討するうえでの基本的考え方として述べている。

#### ①金融機関の観点から見た中小企業の会計

中小企業が金融機関からの融資を受ける際の審査にあたっては、計算書類などの財務情報などにより企業分析がなされる。中小企業が採用する会計処理の方法によって作成された計算書類等の財務情報がそのまま審査に用いられるることは少ないが、中小企業が見積りによる時価評価を行って計算書類を作成したとしても、金融機関の審査機関が大幅に短縮されることにはならないとの指摘がされている。

#### ②国際会計基準の影響の遮断又は回避

前述のとおり、中小指針の改正には間接的に企業会計基準のIFRSへのコンバージェンスの影響が及んでいたが、その導入に多大な事務コストを必要とするIFRSを中小企業には適用しないものとし、IFRSへのコンバージェンスが進む会計基準とは一線を画して検討を行うべきとしている。その会計基準が国内の基準として安定的に運用されているかをまずは見極める必要があることが理由である。

### ③確定決算主義の維持

企業会計の会計処理と法人税法の会計処理の乖離が今後も進むことになると、確定決算主義の維持が困難となる。中小企業においては、財務諸表の作成能力の問題という観点から企業会計と法人税法の2者が分離している状況は好ましくなく、確定決算基準があることで計算書類等の作成負担が軽減されているという実情があるため、引き続き確定決算主義が保たれるよう検討を行うことが重要である。

### ④記帳の重要性

会社法において、適時に正確な会計帳簿を作成することを要求している。中小企業にとっても計算書類の適正性を保持するために、適時に、明瞭に、正確かつ網羅的に記帳を行うことが重要である。

### ⑤分配可能額の差異

「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に従う限り、分配可能額に生じた差異は問題となるない。

### ⑥管理会計

中小企業が自社の経営状況を把握し、事業環境の変化に対応できるように、また経営の意思決定に役立てるためには、管理会計の活用も重要である。

## 2. 中小企業の会計に関する指針

2005年に初めて公表された「中小企業の会計に関する指針」（以下「中小指針」という。）は、その後毎年のように改正され、今年の4月21日に最終改正版が完成し、27日に公表されるに至った。

中小指針の総論では、目的、対象、本指針の作成に当たっての方針、本指針の記載範囲及び適用に当たっての留意事項がまとめられており、各論で金銭債権や貸倒損失・貸倒引当金などの個々の取り扱いが記されている構造となっている。

会社法では、計算書類の作成が義務付けられており、中小企業が計算書類を作成するにあたって望ましい会計処理や注記を示しているのが中小指針であるとし、その使用を推奨している。特に、会計参与設置会社が計算書類を作成する際にはこの指針に拠ることが適当であるとし、その目的のために一定の水準を保った指針とすることをその冒頭で掲げている。

また、中小指針の対象となる会社は、金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社、会計監査人を設置する会社及びその子会社を除く株式会社とし、さらに特例有限会社、合名会社、合資会社又は合同会社についても、この指針によることが推奨されている。

中小指針を作成するにあたっての基本の方針は、企業の規模に関係なく、取引の経済的実態が同じであれば会計処理も同じであるべき、とし、「適正な計算書類を作成する上で基礎となる会計基準は、会社の規模に関係なく一つであるべき」とした「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」（公認会計士協会、2003年）の立場に近い基本的考え方を有する。しかし、中小企業のための規範として活用するには、コストベネフィットの観点から簡便的な会計処理の選択や、一定の場合には法人税法で定める処理の適用を認めるとしている。また、会計情報は、投資家の意思決定有用性や利害関係者の利害調整と

といった重要な役割を持っているが、特に中小企業にとっては経営管理に資する意義も大きく、適時に正確に会計情報を作成することを重視している。

### 3. 中小企業の会計に関する基本要領

「中小企業の会計に関する基本要領」（以下「中小会計要領」という。）は、中小企業関係者が主体となり 2012 年 2 月 1 日に公表されたものである。会計基準が IFRS へのコンバージェンスに取り組む中で、上場企業とは異なる特徴をもつ中小企業の会計のあり方を検討する必要性が生じ、中小企業の会計に関する検討会により策定された。

中小会計要領ではその目的を「中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。」としており、中小企業の実態に合わせた新たな会計処理を示すものという位置づけとなっている。この中小会計要領を活用することで財務の把握が可能となり、作成された決算書も信頼性が増すこと、また、その決算書を利用して自社の経営改善に役立てることが可能となること、また、信頼性の高い決算書を作成することで金融機関等に対する信頼性が増し、資金調達が容易になったり取引先の拡大に繋がったりするなどのメリットがあるというのである。

中小会計要領では、「中小企業の会計に関する指針」と比べて簡便な会計処理が適当と考えられる中小企業を対象とし、以下の考えに立って作成されている。

- ・中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- ・利害関係者への情報提供に資する会計
- ・実務における会計慣行を十分考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- ・計算書類等の作成負担は最小限にとどめ、中小企業に過重な負担を課さない会計

これらの考え方をもとに、中小企業の実態に沿った、簡潔な会計処理を示すことで税制との調和や事務負担の軽減を図るものとなっている。

さらに、中小会計要領では、利用上の留意事項として企業会計原則の一般原則と類似の原則を 6 つ設定している。①真実性の原則、②資本取引と損益取引の区分の原則、③明瞭性の原則、④保守主義の原則、⑤単一性の原則、⑥重要性の原則である。この留意事項に列挙されずに個別に独立して、継続性の原則と貴重の重要性が示されている。

最後に、中小会計要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、IFRS の影響を受けないことを明言している。とはいっても、ほかの企業会計基準や中小指針による会計処理や計算書類等の作成を妨げるものではない。

## おわりに

「中小指針」や「中小会計要領」の利用が想定される会社は、金融商品取引法の規制の適用を受ける会社および会社法上の会計監査人設置会社を除く株式会社であり、その数は約 260 万社にのぼる。これ

は、すべての株式会社のうち実に 99.4% を占め、さらに特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社についても利用が可能である。

上場企業と異なる特徴を有する中小企業に対し、上場企業と同じ会計基準を適用することの意義や、またそれが可能かどうかも疑問である。

さらに、中小企業 IFRS を適用することによるデメリットもある。その一つは法人税法に対する影響である。確定決算主義があることを前提に会計処理を行うことの多い中小企業にとって、確定決算基準があることで租税行政や申告納税において便宜であるという利点がある。中小企業の特徴の一つでもある経理体制を考えれば、事務コストの高まる中小企業 IFRS は歓迎されないかもしれない。また課税当局にとっても、課税所得を不当に調整される可能性が高まることにもなり、税収の安定的徴収が難化するかもしれません、納税義務者である中小企業と課税当局の双方にデメリットが生じかねない。

IFRS が投資家に有用な情報提供を可能にする会計基準であることは確かだが、IFRS のみが意思決定有用性をもつ唯一の会計基準であるわけではなく、中小企業の経営者などの当事者から中小企業の実態に即した会計基準が求められていることにも着目し、IFRS が有用である局面以外の局面があることも指摘しておきたい。

## 参考文献

- ・経済安定本部企業会計制度対策調査会「中小企業簿記要領」1949 年
- ・中小企業庁「中小会社経営簿記要領」1953 年
- ・中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」2010 年
- ・中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」2012 年
- ・日本公認会計士協会「中小会社の会計のあり方に関する研究報告」2003 年
- ・日本税理士会連合会「中小会社会計基準」2002 年
- ・日本税理士連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針」2015 年
- ・河崎行照「各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」国際会計研究学会年報 2010 年度
- ・「各国の中小企業版 IFRS の導入実態と課題」研究グループ報告（最終報告）国際会計研究学会年報 2011 年度第 1 号
- ・田中薰「確定決算基準の原則」 田中久夫編著『会計学を学んだあとで法人税法セミナー』第 13 章 (pp.119-123) 2004 年

## 註

- 1 本稿における「今年」は執筆時の 2015 年を指す。
- 2 一株あたり収益や中間財務報告、セグメント情報、販売用資産についての特別会計などが削除されている。
- 3 ページ数だけ見ても、「完全版 IFRS」の 85% 以上が減らされており約 350 ページである。「完全版 IFRS」は約 2,500 ページの分量がある。

4 実際、平成20年度に中小企業庁が行った「会計処理・財務諸表開示に関する中小企業経営者の意識アンケート」では、中小指針に完全にあるいは一部準拠している企業は約3割程度であった。